

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和7年11月25日（火） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時10分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 13名 法第18条による委員数 24名
欠席委員	加藤 公健委員、石川 和明推進委員、杉浦 正紀推進委員、杉山 義和推進委員、神谷 敏推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田主幹、石原係長、細井主査、池田主事、新山主事補、青山
議事録署名者	9 犬塚 伊佐夫 委員 10 太田 千尋 委員

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 9番 犬塚 伊佐夫委員 10番 太田 千尋委員

また、欠席者は 13番 加藤 公健委員 4番 石川 和明推進委員

5番 杉浦 正紀推進委員 23番 杉山 義和推進委員

27番 神谷 敏推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第49号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第49号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号34番から38番の5件です。申請内容は、所有権移転をするものが2件、賃貸借権を設定するものが2件、使用貸借権を設定するものが1件です。

受人の理由は、農耕に精進するためが3件、農業経営基盤の拡大を図るためが2件です。

渡人の理由は、相手方の要望によるためが5件です。

耕作従事要件や周辺農地との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ次のとおり質問があった。

○杉浦泰明推進委員

38番の件ですが、建築関係者が農耕に精進するためと取れますが、作物名と売上見込み、営農計画書に書いてあったのを覚えていれば教えてください。

○細井主査

作物名は大根、白菜、人参、きゅうりとなっております。売上高に関して農地所有適格法人は売上高等の記入まで求めますが、一般法人の場合は売上見込みまで求めないのでそこまでは把握しておりません。

○石原係長

補足で説明させていただきます。議案上、工務店ということで、農業関係の会社ではないところが農業参入という形になっております。ただ、3条の申請があった際に状況を聞き取りさせていただいております。この●●工務店さんは昨年度農地転用で米の貯蔵庫を作っているところです。元々は農業関係の法人ではないのですが、地域の中で活動する中で、農業についてもこれから携わっていききたい、地域の農業に貢献していききたいと米の貯蔵庫を作った会社です。その後、●●大の方を採用されたりして今後正式に農業分野についても力を入れてやっていきたいということです。今回は1,000㎡余の畑で露地野菜をやり、今後は遊休農地や空いているところを活用していききたいというように考えていると聞いております。

○杉浦泰明推進委員

その米の貯蔵庫ですが、農地を潰した面積が5反5畝に対して貯蔵庫は1反程ということで、かなり余裕を持って田んぼを農地転用しています。これ1反仮に農地を借りるのであれば、そこでやればよかったんじゃないかなというのが1点です。

それと、ここの農地は畦があって水が出るところですか。仮にそうであれば、農地を潰した分、営農にやらせてみた方がいいのではないかと思います。

○細井主査

現場を確認した際には給水口は確かなかったとは思いますが。元々畑になります。

○杉浦泰明推進委員

3条だから期限とかはないですね。賃貸の金額とかわかれば教えて欲しいです。地域計画の方に名前は載っていますか。

○細井主査

契約期間に関しては令和7年の12月1日から令和17年の11月30日までの10年間となっております。自動更新ありです。賃料については1年で1万4700円というように記載されております。こちらの地区に関しては、地域計

画の区域外となります。説明は以上となります。

○杉浦泰明推進委員

了解はしないけれども、ありがとうございました。

○近藤正俊推進委員

今ご質問があった通り、これ●●地区なんです。私もそれを確認しましたけれど、この●●工務店は農業を今後進めていくことで指導する、要するに育成をする形でここを借りたということで、今からそこで農業を育成するというようなことを聞いております。今からそこで農作業の教育をしながらやっていくというのは聞いております。

○林茂樹会長

新規農業者を育成するためについていうことですね。

○近藤正俊委員

そのように聞いております。

○杉浦泰明推進委員

その件について、●●工務店のホームページを見ましたが、地元の要望とか環境とか森といった結構いい言葉で綴っており、実態はどうなのかなって。やはり見ていると米の倉庫の隣にどこかの建築現場で出た庭石などが置いてあったりするものですから本当にきちんとやってくれるのかなってというのが心配でしたので、いろいろ聞いてみました。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第50号議案 農地法第4条の規定による許可申請について及び日程第3 第51号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

上記の議題について新山主事補から次のとおり説明があった。

日程第2 第50号議案 農地法第4条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号9番の1件で、転用用途は駐車場です。

続きまして日程第3 第51号議案 農地法第5条の規定による申請について

ご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号92番から105番の14件です。受付番号94番95番、96番と97番はそれぞれ同時申請となっております。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が5件、駐車場が5件、診療所が1件、調剤薬局が1件、駐車場兼資材置き場が1件、飲食店が1軒です。

お配りしています『1,000㎡以上の案件位置図』と書かれた資料をご覧ください。今回、個別説明をいたします大規模案件はございませんが、申請面積1,000㎡以上の案件については、受付番号93番の駐車場、94番・95番同時申請の診療所及び駐車場の位置図を載せておりますので、場所の確認をお願いいたします。

個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、11月13日（木）に、菱田政量委員と都築英治委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第52号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第4第52号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号21番の1件です。内容の審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 報告第11号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第5報告第11号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号15の1件です。転用事由としましては、駐車場の設置が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号51番から55番の5件です。転用行為別にみますと、共同住宅の建築が1件、駐車場の設置が1件、分譲用宅地用地が1件、住宅の建築が2件です。

続きまして、4ページ農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号163番から172番の10件です。解約事由別にみますと、自作するためが1件、転用するためが2件、売却するためが3件、収用のためが4件です。

続きまして、9ページ農地法第5条の確認願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号1番の1件です。転用の事由としましては、通信事業のための鉄塔の設置が1件です。

最後に10ページ、現況証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号8番から9番の2件です。2件とも申請地は20年以上前から宅地として一体利用されています。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について石原係長から次のとおり説明があった。

農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の審議について

1ページ、資料1をご覧ください。

これは、市長に対する農業委員会の意見書の今後の審議につき、今後の予定と意見書を練り上げるための方法について、ご協議いただきたく、提案いたしました。

1番、意見書の策定過程でございますが、8月の運営委員会から本日の11月の定例会までの過程を記載してございます。本日11月25日(火)定例会というところでは審議を検討会という形で行う検討会への出席委員の指名をさせていただきますと考えております。

2番の今後の予定ですが、記載のとおり、意見書の作成を進めてまいりたいと考えております。検討会は2～3回程予定しております。定例会の後、検討会を開催したいと考えております。予定としましては、2月定例会で最終的な審議を行い、意見書（案）が了承され、決定した後に、市長に対し意見書を提出できるように進めてまいりたいと考えています。

2ページをご覧ください。

その検討会についてですが、出席をお願いする委員を指名させていただきたいと考えております。委員といたしましては、記載のとおり、会長及び会長職務代理者、女性農業委員、中立委員、農地利用最適化推進委員から運営委員の方を指名させていただきたいと考えております。

また、指名により選出された委員以外の委員の方におかれても、検討会に出席できないとするのではなく、ご都合の許す限り、是非出席していただきたいと考えております。

また、第1回検討会については、来月12月の定例会、家族経営協定を予定しておりますけれども、その後第10会議室にて開催したいと考えておりますので、本日は承をいただきましたら、指名選出の委員には、出席依頼をさせていただきます。また、指名選出の委員以外の方は、本日の連絡をもって開催案内に代えさせていただきます。

なお、先月の定例会で4名の委員の方から意見書の提出をいただきました。

事務局で作成した素案から大きく変更すべき内容はございませんでしたが、追加事項といたしまして担い手育成のこと、農地の法面の管理のこと、市民農園のこと、無秩序な転用の抑制のことなど幅広いご意見をいただきましたので、今後、検討会の中で意見書案として練り上げていきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について次のとおり説明があった。

1 令和7年度（第40回）安城市農業賞について

上記について農政係田中主事補から次のとおり説明があった。

「令和7年度（第40回）安城市農業賞等について」ご説明をいたします。

安城市農業賞は、地域農業の発展に努力されている方、農業経営が他の模範となる方、農業後継者で今後活躍が期待される方を表彰し、本市農業の一層の振興

に資するものでございます。

選考につきましては、あいち中央農業協同組合、安城土地改良区より推薦されました方を、10月28日開催の安城市農業振興協議会幹事会で事前審査をし、11月11日開催の安城市農業振興協議会で決定いたしました。その結果、「地域づくり活動部門」につきましては、「古井地区環境保全会」様に、「営農部門」につきましては、「神谷力」様に「農業青年奨励部門」につきましては、「石川智一」様にそれぞれ決定されました。

資料4ページに各受賞者の方の業績を記載しておりますので、簡単にご説明いたします。

まず、「地域づくり活動部門」の「古井地区環境保全会」様でございます。当会は平成19年度に設立され、古井町の農業施設の長寿命化を目指して、草刈りや地域巡視などの活動を行っています。事業の1つであるコスモス祭を通じて地域住民の交流を促進しています。他にも、農業体験の実施やボランティアなど幅広い活動を展開しています。

続いて「営農部門」の「神谷力」様でございます。平成4年に農事組合法人高棚営農組合に入所され、令和元年に同組合の代表理事に就任されました。組織活動においては、採種部会長や営農部会長は歴任し、農業を牽引するリーダーとして尽力されています。また、スマート農業技術を積極的に活用し、地域農業の持続的な発展に貢献されています。

続いて、「農業青年奨励部門」の「石川智一」様でございます。平成15年に親元就農され、農業後継者として、米・麦・大豆を栽培されています。令和2年にJAあいち中央青年部副部長とJAあいち中央安城地区部長を務め、現在は田んぼアート実行委員会副会長も務められており、消費者に向けて地元農産物や農業の大切さを積極的に発信されています。

以上の方が、令和7年度安城市農業賞を受賞することに決定いたしました。授賞式につきましては12月17日(水)に執り行う予定です。以上で連絡報告事項「令和7年度第40回安城市農業賞について」の説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 後期粘土採掘場現地調査の結果について

上記について新山主事補から次のとおり説明があった。

定例会資料の6ページをご覧ください。

調査は10月29日及び11月4日に実施いたしました。調査対象は市内全

域で15か所、総面積は82,543㎡です。調査員として、農地利用最適化推進委員3名、農業委員会事務局職員3名、愛知県西三河農林水産事務所職員2名、西三粘土推進の会2名の合計10名が3班に分かれて現地に出向き、危険防止対策等の有無、排水状況、道水路の保全状況などを調査しました。

調査結果については7ページのとおりとなります。

このうち、指導が必要なものについて説明いたしますので、8ページをご覧ください。

2番、北山崎町北浦25外1筆の現場については、出入口の位置が申請と異なり、ジャバラゲートが設置されていませんでした。

9ページをご覧ください。12番、城ヶ入町彦左43の現場は、ジャバラゲートにツタが絡まっているなど開閉されている形跡がなく、適切に使用されていませんでした。

これらの内容は、該当業者に対し、文書において是正を求めています。また、文書指導がなかった業者も含めて、除草や道水路の保全など今後も徹底していただくよう文書を送付いたしました。道路のひび割れや鉄板使用については管理者である安城市維持管理課に共有し、必要に応じて別途対応していただきます。

なお、結果は調査に同行した西三河農林水産事務所、西三粘土推進の会へ送付しております。

以上で報告を終わります。

続いて、石原係長から次のとおり説明があった。

3 タブレットのセキュリティ対策について

資料4、10ページをご覧ください。

皆様にお渡ししているタブレットのセキュリティ強化を図ることを目的といたしまして、セキュリティ対策アプリの設定を行います。設定方法としましては、事務局からアプリを一括で自動配信いたしますので、皆様で設定いただく必要はございません。アプリの名称とアプリのマークはご覧のとおりです。

明日、11月26日又は27日にアプリの設定を一括で行いますので、皆様へのお願いといたしまして、タブレットを充電して電源を入れておいていただきたいと思います。万一、27日を過ぎましてもタブレットの画面にアプリのマークが出てない場合には、お手数ですが事務局へご連絡いただきますようお願いいたします。もしかしたら来月お持ちいただくことをお願いするかもしれません。基本的にはこちらで一括で設定できると思います。

4 令和8年度農業委員会開催日程について

別添、A4、カラー刷りのカレンダーをご覧ください。

来年の農業委員会の開催予定日についてご説明いたします。まず、開催日につきましては、慣例により、原則として毎月22日としていますが、その日が土曜日又は休日に当たるときは、次の最初の平日に設定しております。

次に、会場ですが、基本的には第10会議室にて開催を予定しておりますが、別の会議室を使用する場合は、事前にご連絡させていただきますので、ご留意をいただきますようお願いいたします。

5 本日の提出物

本日の提出物ですが、毎月の活動記録簿以外に、11月中お願いしております不耕作地の指導と、違反転用農地の確認をしていただいた委員におかれましては、その報告書を事務局にご提出くださいますようお願いいたします。

なお、8月から実施してまいりました農地パトロールにつきましては、毎月の報酬とは別に、現地調査活動に対する謝礼をお支払いする仕組みとなっております。よって本日及び8月に皆様からご提出いただいた報告書を基に算定いたしまして、年明けを目途にお支払いをさせていただく予定でございます。

6 配付物

先月、デンパークの年間パスポートのお申込みをいただいた方には、現金と引き換えにてお渡ししております。まだ、お渡しできていない方は事務局にお声掛けください。利用にあたっては、同封の注意事項をよくお読みの上、ご利用ください。

このほか、令和8年の農業委員手帳又は農地利用最適化推進委員手帳、及びのうねん11月号をお配りいたしましたので、ご活用ください。

7 次回予定

12月22日（月） 午後1時30分より第2会議室にて運営委員会、午後2時30分より第10会議室にて定例会、午後3時30分より家族経営協定調印式を予定しております。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時10分、議長は閉会を宣する。